

11 新興感染症発生・まん延時における医療

■ 新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築

《現状と課題》

- ◆ 令和2年3月31日に県内で初の感染者が発生し、最大1日当たり2,207人の新規感染者と536人の入院者となった新型コロナウイルス感染症の際には、感染フェーズに応じ、最大294床の確保と457箇所診療・検査医療機関等による医療体制を構築しました。
- ◆ 厚生労働省では、広域かつ急速なまん延が想定される新興感染症について、外来受診患者数及び入院患者数の急増が想定されることから、新型コロナウイルス感染症への対応を参考に、各都道府県において医療体制を早急に構築できるよう、平時から準備することを求めています。
- ◆ 具体的には、各医療機関の機能や役割に応じ、県と医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）が感染症法に基づく医療措置協定を締結する等により、当該感染症の患者に対応する発熱外来、入院、自宅療養者等に対する医療提供、後方支援（新興感染症患者以外の患者に対し医療を提供する機能）及び人材派遣などの体制を迅速に確保することが求められています。
- ◆ 県では、令和5年8月に「山形県感染症対策連携協議会[※]」を新たに設置し、新興感染症の発生に備えた平時の対応や、発生時に必要な対策等について、医療・福祉・消防等の関係機関の連携により協議・実践することとしています。
※ 山形県感染症対策連携協議会の詳細はP146参照
- ◆ また、急速なまん延が想定される新興感染症に対しては、発生初期から、保健所を中心に各地域の関係機関が連携して対応することが有用です。二次保健医療圏毎に、Webも活用しながらタイムリーに情報共有や対策の協議等を行える体制を平時から構築しておくことが必要となります。
- ◆ 高齢者施設等の福祉施設においては、集団感染の発生リスクが高く、地域医療の逼迫にもつながりかねないことから、施設内での基本的な感染対策の徹底や、必要に応じて感染対策の専門家等を派遣できる体制の構築が必要となります。
- ◆ 自宅療養者（宿泊療養者を含む）への支援体制も重要となります。
- ◆ 新たな感染症対策に対応できる知見を有する医療専門職等の人材確保のため、感染症に対する幅広い知識や研究成果等の医療への普及の役割を担うことができる人材の養成及び資質の向上が必要となります。

《目指すべき方向》

- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、新興感染症の発生・まん延時において、感染症のフェーズに応じた発熱外来及び入院医療体制を構築できるよう、準備を進めます。
- 県、保健所設置市、感染症指定医療機関及び学識経験者等で構成される山形県感染症対策連携協議会において、感染症の発生・まん延時の対応を確認するなど、関係機関間の連携強化を図るとともに、感染症の発生・まん延時には、必要な対策について迅速に協議を行い、対策を講じていきます。
- 高齢者施設等の福祉施設における日常的な感染対策の徹底とクラスター発生時の

対応方針の共有を進めるとともに、感染症の発生・まん延時には、必要に応じて感染対策の専門家等を派遣します。

- 新興感染症に対応できる医療専門職の人材を育成します。
- 新興感染症に対し、県及び関係医療機関が連携し対応するためには、新規陽性者等の情報の速やかな共有が重要であり、そのための体制の構築を図ります。
- 新興感染症に関して、できる限り早期にかかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診できる体制整備や、地域医療連携の強化を図ります。
- 各二次保健医療圏において、保健所を中心に、市町村・医療機関（地区医師会を含む）等が定期的に感染状況等の情報交換を行い、新興感染症の発生・まん延時には協働して感染対応を実施します。

目 標 値							
項 目	現 状 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
協定締結医療機関（入院）の確保病床数（新興感染症発生・まん延時に対応する確保病床数）	—	【流行初期 ^{※1} 】 : 150 床 【流行初期以降 ^{※2} 】 : 294 床					
協定締結医療機関（発熱外来）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する発熱外来数）	—	【流行初期 ^{※1} 】 : 200 機関 【流行初期以降 ^{※2} 】 : 457 機関					
協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設等での療養者等への医療の提供）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する自宅療養者等へ医療を提供する医療機関数）	—	580 機関					
うち医療機関・診療所	—	219 機関					
うち薬局	—	350 機関					
うち訪問看護事業所	—	11 機関					
協定締結医療機関（後方支援）の数（新興感染症発生・まん延時に対応する後方支援医療機関数）	—	17 機関					
協定締結医療機関（医療人材）の確保人数（新興感染症発生・まん延時に対応する医療人材の確保数）	—	52 人					
うち医師数	—	6 人					
うち看護師数	—	46 人					

[県健康福祉企画課調べ]

※1 新興感染症の発生公表後3か月程度

※2 新興感染症の発生公表後3か月から6か月程度

目指すべき方向を実現するための施策

- ・ 県は、「山形県感染症予防計画」を改定し、新興感染症に対する平時からの備えを推進するとともに、新興感染症の発生・まん延時には具体的な対策を講じていきます。
- ・ 県は、「山形県新型インフルエンザ等対策行動計画」を見直し、県組織における体制強化を図っていきます。
- ・ 県は、各医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と、その機能や役割に応じて、感染症法に基づく医療措置協定を締結するとともに、新興感染症発生・まん延時には協定に基づく対応が確実に遂行できるよう、必要な設備整備等への支援を実施します。
- ・ 県は、高齢者施設や障がい者施設等において、施設内における新興感染症のまん延を防止するため、医療機関との連携や専門家の派遣により、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保します。
- ・ 県は、山形県感染症対策連携協議会において、入院調整の方法、医療人材の確保及び情報共有のあり方等を協議するとともに、計画に基づく取組状況の進捗を確認します。
- ・ 県は、二次医療圏ごとに、保健所・市町村・医療機関（地区医師会を含む）等による地域感染（予防）対策ネットワークを構築します。
- ・ 県や関係機関は、感染症や疫学に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成するため、専門機関が実施する講習会等への参加や、関係学会等が実施する研修等への派遣を促進します。
- ・ 県は、医療施設、在宅医療に関わる医療従事者、福祉施設において、感染対策に必要な個人防護具が不足した場合には速やかに供給できる体制の構築を目指します。

感染症対策連携協議会

- 今般の新型コロナへの対応を踏まえ、今後の新たな感染症の発生に備え関係機関の連携協力体制を強化するための組織として、感染症法に基づき設置
- 新たな「山形県感染症予防計画」の策定について協議するほか、発生に備えた平時の対応、発生時に必要な対策等について、関係機関の連携により協議・実践

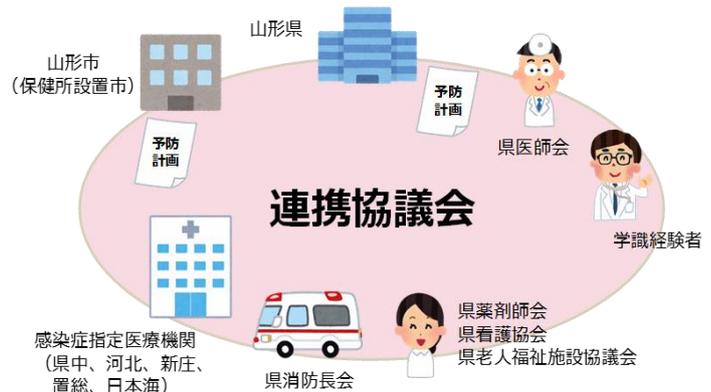
感染症対策連携協議会の役割

<平時>

- ・ 入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制、情報共有のあり方等を議論・協議する。
- ・ 感染症予防計画の策定について協議を行うとともに、同計画に基づく取組状況の進捗を確認する。

<感染症発生時>

- ・ 感染症の発生の予防及びまん延防止のために必要な対策について、迅速に協議を行い対策を実施する。



個別施策

数値目標

成果目標

各医療機関（病院・診療所・薬局・訪問看護事業所）と、その機能や役割に応じて、感染症法に基づく医療措置協定を締結するとともに、新興感染症発生・まん延時には協定に基づく対応が確実に遂行できるよう、必要な設備整備等への支援を実施

高齢者施設や障がい者施設等において、施設内における新興感染症のまん延を防止するため、医療機関との連携や専門家の派遣により、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保

山形県感染症対策連携協議会において、入院調整の方法、医療人材の確保及び情報共有のあり方等を協議するとともに、計画に基づく取組状況の進捗を確認

二次医療圏ごとに、保健所・市町村・医療機関（地区医師会を含む）等による地域感染（予防）対策ネットワークを構築

感染症や疫学に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材を養成するため、専門機関が実施する講習会等への参加や、関係学会等が実施する研修等への派遣を促進

医療施設、在宅医療に関わる医療従事者、福祉施設において、感染対策に必要な個人防護具が不足した場合には速やかに供給できる体制を構築

協定締結医療機関（入院）の確保病床数	
現状値	目標値
—	【流行初期】 150床 【流行初期以降】 294床

協定締結医療機関（発熱外来）の数	
現状値	目標値
—	【流行初期】 200機関 【流行初期以降】 457機関

協定締結医療機関（自宅・宿泊施設・高齢者施設等での療養者等への医療の提供）の数	
現状値	目標値
—	580機関

協定締結医療機関（後方支援）の数	
現状値	目標値
—	17機関

協定締結医療機関（医療人材）の確保人数	
現状値	目標値
—	52人

新興感染症の発生及びまん延時に、県が医療機関と締結した医療措置協定に基づき、速やかに確保病床及び発熱外来等の医療提供体制を整備